

令和2年公益通報者保護法改正の概要

令和2年に、「公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第151号）」が成立し、「公益通報者保護法（平成16年法律第122号）」が改正されました。**常時使用する労働者の数が301人以上の学校法人は、公益通報に対応するために必要な体制の整備等を行う必要があります（令和4年6月1日施行予定）。**

改正内容

(1) 公益通報の範囲の拡大

	改正法	現行法
公益通報の主体	退職後1年以内の退職者及び法人の役員を追加	労働者
通報対象事実の範囲	行政罰の対象となる法令違反行為を追加	刑事罰の対象となる法令違反行為
通報先	権限を有する行政機関が指定した者への通報を追加	労務提供先、権限を有する行政機関、 労務提供先が指定した者（弁護士、労働組合等）
保護の内容	公益通報に伴う損害賠償責任の免除を追加	なし

(2) 事業者のとるべき措置

- ①公益通報を受け、調査、是正に必要な措置をとる業務（**公益通報対応業務**）に従事する者（**公益通報対応業務従事者**）の設置を義務付け。また、**具体的な指針**（公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年8月20日内閣府告示第118号））を策定。
- ②公益通報に対応するために必要な体制の整備（**既存の内部規程の評価・点検、幹部からの独立性の確保、匿名通報の仕組みの構築等**）その他の必要な措置を講ずることを義務付け。
- ③公益通報対応業務従事者等に対し、**公益通報者を特定させる情報の守秘義務**を罰則付きで規定。
※同義務違反に対する刑事罰を導入。

(3) その他

- ①上記の体制整備義務を果たさない場合の**行政措置**（助言・指導・勧告及び勧告に従わない場合の公表）の導入。
- ②権限を有する**行政機関における公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等**の義務付け。